

# ヒューマンテック通信

今月のテーマ

## 副業・兼業ガイドラインが改定されました

厚生労働省は、9月1日に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（2018年1月策定）を改定し、公表しました。

今回の改定では、副業・兼業を認めるにあたって企業が留意すべき**安全配慮義務**、**秘密保持義務**、**競業禁止義務**、**誠実義務**等への対応や、**労働時間管理**についての詳細が追加されました。特に労働時間の管理については、下記1、2のとおり労働時間の通算や管理方法を示すなど大幅に内容が追加されています。

### 1. 副業・兼業先との労働時間の通算について

労働時間の通算が必要となるケースと不要なケース（フリーランスや管理監督者等）を例示するなど、通算の対象が明確に示されました。また、時間外労働の上限規制については次のように整理されています。

- 【通算する】 ・ 時間外労働と休日労働の合計で**単月100時間未満**、**複数月平均80時間以内**の要件
- 【通算しない】 ・ 36協定により**延長できる時間の限度時間**  
・ 36協定の**特別条項**による**1年についての延長時間**

### 2. 管理モデルについて

今回の改定では、労働時間の申告等や通算管理における労使双方の手続き上の負担を軽減するための簡便な労働時間管理の方法（管理モデル）が新たに示されました。管理モデルとは、**あらかじめ副業・兼業先と労働時間の上限を設定すること等により労働時間管理を簡便にするもの**とされており、ガイドライン内では運用方法等詳細が示されています。

なお、副業・兼業先の労働時間の把握について同日に発出された通達（下記参照）では、労働者からの申告等を基本とし、**申告等がなかった場合は労働時間の通算を要さず**、また、**申告等による労働時間が事実と異なっていた場合でも、労働者からの申告等により把握した労働時間を通算することで足りる**とされています。

- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定しました  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13266.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13266.html)
- 通達「副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第1項の解釈等について」（基発0901第3号）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000673995.pdf>

## 派遣/労使協定方式 令和3年度の「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」が公表

派遣労働者の同一労働同一賃金について、令和3（2021）年度の「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」が2020年10月22日に公表されました。派遣元事業主は、労使協定方式により派遣労働者の待遇を決定することとした場合には、この**賃金水準と同等以上の水準**としなければなりません。

### 【同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準（令和3年度適用）】

- 令和元年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685358.pdf>
- 職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685359.pdf>
- 令和元年度職業安定業務統計による地域指数  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685420.pdf>
- 退職手当制度  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685361.pdf>

また、令和3年度に適用する一般賃金の額については、新型コロナウイルス感染拡大による影響等を踏まえ、**一定の要件を満たした場合には、令和2年度の一般賃金の額を用いることも可能**とする特例が設けられています。

## 『もにす認定制度』をご存知ですか

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」（通称「もにす認定制度」）は、**障害者雇用促進や雇用安定に関する取組みの実施状況などが優良な中小企業を認定する制度**で、2020年4月から厚生労働省が実施しています。

この認定制度は、雇用する労働者が300人以下の中小企業の実業主について、一定の基準を満たす場合に、申請により、厚生労働大臣から認定を受けることができます。

### 【メリット】

- ・ 障害者雇用優良中小事業主認定マーク（愛称：もにす）の使用が可能
- ・ 日本政策金融公庫の低利融資対象となる
- ・ 厚労省、都道府県労働局、ハローワークによる周知広報の対象となる 等

### ● もにす認定制度（厚労省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu_00001.html)



## 小学校休業等対応助成金の対象期間・申請期限が延長されました

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校休業等対応助成金について、対象となる**有給休暇の取得期間**を、2020年9月30日から**12月31日まで延長**することを公表しました。これにあわせて、**休暇取得の時期ごとに申請期間**が設けられています。

### ◆ 小学校休業等助成金

保護者として子どもの世話が必要になった労働者に、年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業への助成金【支給額】**休暇中に支払った賃金相当額×10/10**

### ◆ 有給休暇の対象期間

2020年2月27日～12月31日に取得した休暇

### ◆ 申請期間

- ① 2020年2月27日～9月30日の休暇取得分  
⇒2020年3月18日～12月28日
- ② 2020年10月1日～12月31日の休暇取得分  
⇒2020年10月1日～2021年3月31日

- 小学校休業等対応助成金をご活用ください（厚労省HP）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000677220.pdf>

## 近著のご案内

当研究所役員の最近の執筆、DVD出演等のご案内です。

### 栗山 勉

【賃金事情2020年10月5日号】  
（産労総研）

「高齢者の就業に関する法改正の影響と今後の処遇の見直し」

### 島 麻衣子

DVD【新型コロナウイルス感染症  
休業で報酬が下がったときの標準報酬  
月額改定実務】（日本法令）

※11月17日発売予定

### ● 日本法令オンラインショップ

<https://www.horei.co.jp/iec/products/view/2313.html>

改正内容をわかりやすく解説しています。ぜひ、ご覧ください。

